

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
あんこう網漁業	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	1月1日から 12月31日まで	制限なし	制限なし	漁業者の数 22人 船舶の数 1人につき2隻まで	漁業を営む者の資格（別記の漁業を営む者の資格をいう。以下同じ。）の1～6
げんしき網漁業	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	1月1日から 12月31日まで	制限なし	制限なし	140隻	漁業を営む者の資格の2～6
固定式刺網漁業	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	1月1日から 12月31日まで	制限なし	制限なし	980隻	漁業を営む者の資格の2～6
すずき流し刺網漁業	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	1月1日から 12月31日まで	制限なし	制限なし	160隻	漁業を営む者の資格の2～6
えび三重流し刺網漁業	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	1月1日から 12月31日まで	制限なし	制限なし	410隻	漁業を営む者の資格の2～6
雑魚一重流し刺網漁業	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	1月1日から 12月31日まで	制限なし	制限なし	310隻	漁業を営む者の資格の2～6
さわら流し刺網漁業	佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を含む。）	10月1日から 12月31日まで	制限なし	制限なし	10隻	漁業を営む者の資格の2～6

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

あんこう網漁業	令和4年3月31日から令和4年5月1日まで
	申請期間に到着し、受付けた申請者の数（以下「申請者数」という。）が、22人に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、人数の集計は、同一人に係るものは1とする。
	令和9年5月31日までの期間において、申請者数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている漁業者の数を足した数が22人に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを申請者数から除く。
げんしき網漁業 固定式刺網漁業 すずき流し刺網漁業 えび三重流し刺網漁業 雑魚一重流し刺網漁業	令和4年3月31日から令和4年5月1日まで
	申請期間に到着し、受付けた申請の数（以下「受付数」という。）が、漁業種類ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数（以下「最高隻数」という。）に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
	令和9年5月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数（以下「合計数」という。）が漁業種類ごとに定める最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
さわら流し刺網漁業	令和4年3月31日から令和4年5月1日まで
	受付数が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
	令和8年11月30日までの期間において、合計数が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。

別記 漁業を営む者の資格

- 1 新規許可は原則として認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者はこの限りでない。
  - ア 2親等以内の親族から許可を承継する者。ただし、許可を譲渡する者が、有している当該漁業の許可を全て譲渡又は廃業する場合に限る。
  - イ 佐賀県有明海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者
- 2 佐賀県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- 3 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- 4 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- 5 適切な資源管理を実践できる者
- 6 漁業の生産力の向上に努めようとする者